

「彩の国さいたま芸術劇場レストラン・カフェ等事業誘致」 に関する公募型サウンディング調査実施要領

令和5年6月1日
公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

1. 調査の目的

埼玉県が設置し、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下、「財団」という。）が指定管理者として管理・運営を行う彩の国さいたま芸術劇場（以下、「本劇場」という。）は、1994年の開館以来、県民の芸術・文化活動の拠点施設として親しまれてきました。

本劇場は、開館から28年が経過し、設備の老朽化が進展しつつあり、安全性向上を図るための大規模改修工事が必要な時期を迎えています。そこで、埼玉県は、令和4年10月3日から令和6年2月末日までの間、本劇場を休館し、大規模改修工事を実施しています。

財団は、大規模改修工事後のリニューアルオープンに当たり、地域に開かれた賑わいある施設を目指すべく、令和5年8月頃に劇場内のレストランやカフェ等を運営する事業者の公募・選定を予定しております。

今般、事業者の公募・選定に当たっての条件等の決定に活用することを目的に、事業者から簡易な事業提案を募集する公募型サウンディング調査（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

2. サウンディングの対象地

サウンディングの対象地は、本劇場（図1参照）内のレストラン、カフェ及び大、音楽、小の各ホールに付帯するビュッフェ（3か所）とします（図2参照）。



図1：本劇場の位置図

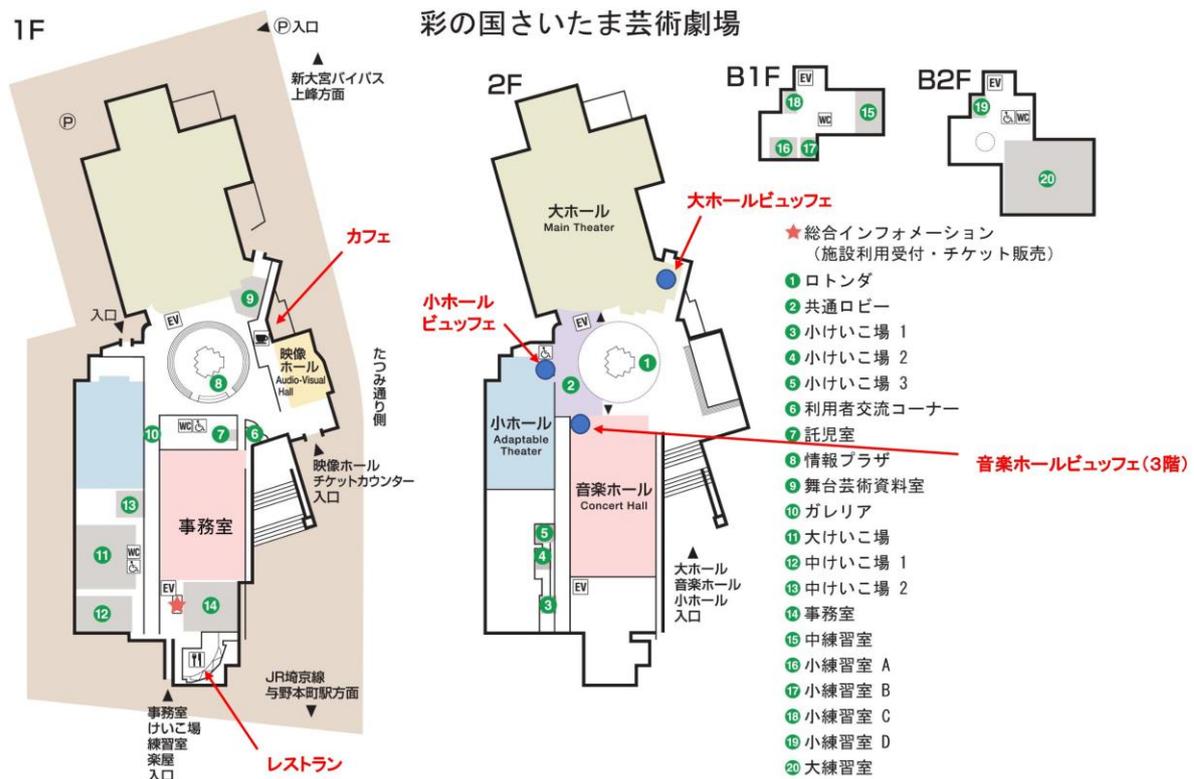


図 2：サウンディング対象地の位置図

3. サウンディングの内容

(1) サウンディングに参加できる者

サウンディングに参加できる者は、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する法人、個人事業主又はそのグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者

(2) サウンディングの項目

サウンディングでは、「2.サウンディングの対象地」における以下の項目について実現が見込まれる御提案・御意見ををお願いします。

項目	内容
A) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体（単独又はグループ） ・ 事業提案の場所（レストラン、カフェ、ビュッフェの全て又はいずれか（組み合わせ含む）） ・ 事業内容（形態、コンセプト、主なメニュー及びサービスの内容・価格等）

B) 事業条件	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する賃料水準（上限設定） ・その他経費負担面での条件 ・営業日数や営業時間等 ・備品類調達、店舗内装等
C) 事業展望	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に関する簡易的な収支計画 ・地域に開かれた賑わいのある施設を目指す上で、関与できる事項等
D) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者公募に際し、公募条件として希望する事項 ・その他

4. 全体スケジュール（予定）

項目	時期
実施要領の公表	令和5年6月1日（木）
質問票の提出期限	令和5年6月8日（木）17時まで
質問票への回答期限	令和5年6月15日（木）
サウンディングへの参加申込期限 （提案書の提出期限）	令和5年6月30日（金）17時まで
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和5年7月初旬
サウンディングの実施	令和5年7月10日（月）14:15～16:30 令和5年7月11日（火）10:00～16:30
サウンディングの実施結果概要の公表	令和5年7月下旬

5. サウンディングの手続き

(1) 実施要領の公表

実施要領を財団ホームページで公表し、サウンディングへの参加事業者を募集します。

(2) サウンディングに係る質問の提出・回答

<提出方法> サウンディングに関する質問等がある場合は、提出期限までに「質問票」（様式1）に必要事項を記入の上、件名を【サウンディング質問票】として、「8.問合せ先」へ電子メールにて提出してください。

<提出期限> 令和5年6月8日（木）17時まで

<回答期限> 令和5年6月15日（木）

質問に対する回答は、質問者を非公開とした上で、財団ホームページに掲載します。

(3) サウンディングへの参加申込（提案書の提出）

サウンディングに参加を希望する事業者は、「参加申込書」、「会社概要調書」及び「提案書」をそれぞれ作成の上、提出してください。

<提出方法> サウンディングへの参加を希望する場合は、参加申込期限までに、次の提出書類に必要事項を記入の上、件名を【サウンディング参加申込み】として、「8.問合せ先」へ電子メールにて提出してください。

<提出書類> ①参加申込書（様式2）
②会社概要調書（様式3）
③提案書（任意書式）
④共同企業体構成表（様式4）※グループによる参加の場合のみ

<提出期限> 令和5年6月30日（金）17時まで

<留意事項> ・「提案書」は任意様式となりますが、「2.サウンディングの対象地」等を踏まえた内容を基本とし、「3-(2)サウンディングの項目」についての意見や考え方を記入した「提案書」として作成してください。
・グループで参加する場合は、構成する事業者ごとに「会社概要調書」（様式3）を作成するとともに、主たる役割を担う代表者を1者選定し、「共同企業体構成表」（様式4）も提出してください。ただし、本様式における構成企業が、事業実施段階で変更となることを妨げるものではありません。

(4) サウンディング実施日時及び場所の連絡

<連絡方法> ・サウンディング実施日時及び場所については、サウンディングへの参加申込みのあった事業者（グループの場合は代表者）の担当者宛てに、令和5年7月初旬を目途に電子メールにて連絡いたします。
・都合により希望に添えない場合もあります。あらかじめ御了承ください。

(5) サウンディングの実施

<実施期日> 令和5年7月10日（月）14:15～16:30
令和5年7月11日（火）10:00～16:30

<実施場所> 埼玉会館 5C会議室（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4）

<参加人数> 参加できる人数は、1事業者（グループ）につき6名以内とします。

<財団体制> 財団職員のほか、本件に関する支援を委託している委託事業者の職員を含む6名程度

<実施方法> ・実施に当たっては、参加者のアイデアやノウハウ等の保護のため、個別に非公開で行います。
・所要時間は、1事業者（グループ）当たり1時間を目安とします。
・「3-(2)サウンディングの項目」についての意見や考え方など、参加申込みの際に提出いただいた提案書等に基づき対話形式で行います。

(6) 実施結果概要の公表

サウンディングの実施結果については、概要を財団ホームページで公表します。公表に当たっては、参加事業者のアイデアやノウハウ等の保護に配慮し、当該事業者に内容及び事業者名の公表の可否について確認を行います。

6. 留意事項

(1) サウンディングの取扱いについて

- ・本実施要領に関係のない提案など、明らかに本サウンディングの趣旨から外れた提案があった場合は、サウンディングを実施しない場合があります。
- ・サウンディングでは、財団職員のほか、本件に関する支援を委託している委託事業者の職員が同席します。提出いただいた資料等については、当該委託事業者と共有させていただきますことを、あらかじめ御了承ください。
- ・サウンディングに当たり、知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ・提出資料の著作権は作成者に帰属しますが、提出資料の返却はいたしません。
- ・サウンディングの実施結果は、今後予定している事業者の公募条件等の決定に活用させていただきますが、必ずしも提案内容が反映されるものではありません。
- ・本サウンディングに不参加でも、今後の事業者の公募に参加することは可能です。

(2) 参加事業者について

- ・本サウンディングへの参加実績や、提案された内容が計画や公募条件等に反映されたものであっても、今後予定している事業予定者の公募における事業者選定の際、優位性を持つものではありません。

(3) 費用負担について

- ・サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- ・サウンディング参加への対価、結果に対する報酬等の提供はありません。

(4) 追加サウンディング調査等への協力

サウンディング後、必要に応じて追加サウンディング調査や文書照会を行うことがあります。その際は、御協力をお願いします。

7. 様式

- ・様式 1 質問票
- ・様式 2 参加申込書
- ・様式 3 会社概要調書
- ・様式 4 共同企業体構成表

8. 問合せ先

担当：公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 総務企画部 企画・地域振興課 堀江

住所：〒330-8518 さいたま市浦和区高砂 3-1-4 埼玉会館内

電話：048-858-5502 Mail：kikakuchiiki@saf.or.jp